

## ユニバーサルツーリズムの推進に関する検討会設置要綱

(目的)

第1条 年齢や障害にかかわらず誰もが旅行の楽しみを享受できる福祉の観光県を実現するにあたり、ユニバーサルツーリズムの推進に関する今後の施策を有識者・実務者等の意見聴取を行いながら検討するため「ユニバーサルツーリズムの推進に関する検討会」(以下「検討会」という。)を置く。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) ユニバーサルツーリズムの一層の推進に向けた理念・基本施策
- (2) ユニバーサルツーリズムの普及・定着に資する具体的取組
- (3) その他ユニバーサルツーリズムの推進にあたって必要な事項に関すること

(委員)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(座長)

第4条 検討会の議事を進行するため、委員の互選により、座長を選任する。

- 2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

(検討会)

第5条 検討会の開催に係る委員の招集は、観光局長が行う。

- 2 観光局長が必要と認めたときは、委員以外の者の意見を求めることができる。
- 3 委員は、事故その他のやむを得ない理由により検討会に出席できないときは、観光局長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においてあらかじめ観光局長に委任状を提出しなければならない。

(謝金)

第6条 委員が検討会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第5条第3項の規定に基づき、代理人が検討会に出席したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員が検討会の職務を行うために、検討会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定による額に相当する額とする。
- 3 第5条第3項の規定に基づき、代理人が検討会に出席したときは、代理人に対して旅費を支給する。この場合において、代理人の取り扱いは委員本人と同様とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年11月12日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

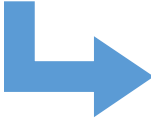
ユニバーサルツーリズムの推進に関する検討会 委員名簿

| 氏 名    | 所 属 ・ 職   |
|--------|---|
| 井上 三枝子 | (公財)兵庫県手をつなぐ育成会理事長                              |
| 大社 充   | 兵庫県立芸術文化観光専門職大学教授                               |
| 大谷 武   | (社福)兵庫県視覚障害者福祉協会会長                              |
| 小倉 譲   | (一社)兵庫県旅行業協会理事(NPO法人しゃらく代表理事)                   |
| 加藤 彩乃  | 信州大学全学教育機構健康科学教育部門 講師                           |
| 鞍本 長利  | NPO法人日本ユニバーサルツーリズム推進ネットワーク理事長<br>NPO法人ウィズアス代表理事 |
| 長尾 真   | (公社)兵庫県バス協会会長(神姫バス(株)代表取締役)                     |
| 中村 美津子 | (公財)兵庫県老人クラブ連合会会長                               |
| 本郷 善通  | (公社)兵庫県聴覚障害者協会理事長                               |
| 増田 晴信  | 兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長<br>(有馬温泉・ねぎや陵楓閣代表取締役)      |
| 吉川 紀興  | (一社)兵庫県タクシー協会会長(西神交通(株)代表取締役)                   |

五十音順、以上11名

## 検討会スケジュールについて

### 1 令和3年度

| 時期      | 主な内容  |
|---------|---|
| 11月18日  | <b>第1回検討会</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現状とこれまでの取組、課題の整理</li><li>・ 取組事例の紹介</li><li>・ 検討の方向性の意見交換</li></ul>  |
| 12月頃    | <b>第2回検討会</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 来年度施策案の検討</li></ul>   |
| 令和4年1月頃 | <b>第3回検討会</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 意見集約</li></ul>  |
| 2月～     |  <ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和4年度当初予算（案）</li><li>・ 県議会2月定例会</li></ul> |

### 2 令和4年度

| 時期  | 主な内容   |
|-----|--|
| 4月～ | <b>令和4年度検討会</b><br>令和4年度予算を踏まえた施策の推進に関する意見聴取 |

※ 開催時期、検討内容は議事の進行状況に応じて変更の可能性があります。